

2015年3月25日

DNP ファイン解雇・偽装請負争議のさいたま地裁不当判決に対する声明

全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)
同 東京地方連合会
DNP ファイン解雇・偽装請負争議を勝たせる会

3月25日、さいたま地裁において、DNP ファイン解雇・偽装請負争議に対する判決があった。被告らの職業安定法44条違反、労働基準法6条違反を認めたものの、橋場恒幸さんとDNP ファインとの雇用契約の確認、損害賠償の請求はいずれも棄却する、という不当判決であった。

橋場さんは、(株)DNP ファイン・エレクトロニクス(大日本印刷久喜工場)で請負契約として働いていたが、2009年、会社の業績不振を理由に解雇された。その後自らの働き方が二重の偽装請負という違法状態にあったことを知り、さいたま地裁に対して、DNP ファインに対する雇用契約の地位確認と損害賠償を求めて提訴した。

5年有余、27回に及ぶ裁判であった。

この間のさいたま地裁への傍聴支援、MIC及び全労連・東京地評の争議支援総行動での社前要請行動、及び3回にわたる大日本印刷本社包囲デモへの参加、勝たせる会を通じてのカンパなど、物心両面に渡るご支援に感謝する。

さいたま地裁の判決は、二重偽装請負を認めたが、違法状態で働かされていた橋場さんとDNP ファインとの雇用契約の確認と、損害賠償すら棄却する、という極めて不当な判決である。

さいたま地裁は、被告らの職安法44条違反、労基法6条違反を断罪した。そもそも職安法44条では、「何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない」としており、DNP ファインは無許可で労働者供給事業を行い、不法行為を行っていた。

また、労基法6条は、「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」としており、中間搾取を禁止している。被告らは、それに違反していたことになる。二つの不法行為があったにも関わらず、雇用契約の確認及び、損害賠償請求が棄却では、労働者は何一つ救済されない。このさいたま地裁の判決が如何に不当か、改めて社会世論に訴えていくと同時に、控訴審でもこの事実を訴えていく所存である。

大きな大衆的抗議行動である4月10日の大日本印刷本社包囲デモを成功させ、DNP ファイン解雇・偽装請負争議を勝利解決させること、併せて労働法制改悪反対の闘いにも更なる決意で奮闘していくことを表明する。

更なるご支援を引き続き要請する。